

第8回 処理水の取扱いに関する宮城県連携会議 議事録

日時 令和5年10月6日（金）午後2時45分～4時45分

場所 宮城県庁2階 講堂

【司会（宮城県復興・危機管理部原子力安全対策課 八鍬 原子力防災対策専門監）】

それでは、定刻となりましたので、ただ今から、第8回処理水の取扱いに関する宮城県連携会議を開催いたします。

本日の会議は公開としております。

報道機関が会場に入るほか、WEBによりライブ配信を行っておりますので、御了承をお願いします。

それでは、はじめに宮城県知事 村井嘉浩より挨拶を申し上げます。

【宮城県知事 村井嘉浩】

皆さんこんにちは。

本日は御多忙の中、第8回目となります処理水の取扱いに関する宮城県連携会議に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

国では8月22日の関係閣僚等会議において、処理水の海洋放出処分の開始を決定し、8月24日から放出が開始され本年度4回に分けて放出が計画されている第1回目の放出を9月11日に終了し、第2回目の放出を昨日の10月5日に開始をしたところでございます。

連携会議では、従来から海洋放出以外の処分方法の継続検討とともに、県民が不利益を被ることのないよう万全な風評対策と事業者のなりわい支援、万が一風評被害が発生した場合の迅速かつ適切な賠償を実施されることを求めてまいりましたが、処理水の海洋放出に伴い、中国などが日本の水産物を輸入禁止にした措置により、県内の水産業や輸出関係の事業者に影響が出始めております。

本日は、国と東京電力から、これまでに取り組まれてきた処理水に関する対策や今後の対応についてそれぞれ御説明をいただき、しっかりと聞かせていただいた上で県内の各関係団体の要望をお伝えし意見交換させていただくため、第8回会議を開催することにしたものであります。

国と東京電力においては、既に発生している被害にしっかりと対応していただくとともに、現在講じている対策のほか、関係団体等との対話を重ね、新たに必要な対策を検討し取り組んでいただくようお願い申し上げます、開会にあたっての挨拶といたします。

今日はよろしくようお願い申し上げます。

【司会（八鍬 原子力防災対策専門監）】

本日の出席者につきましては、お手元の出席者名簿の通りとなっております。

恐縮ではございますが、お1人ずつの御紹介は割愛させていただきます。

また、一部の関係省庁の方は、リモートにより御参加いただくこととしておりますので、御承知いただければと存じます。

続きまして議事に入ります。

本連携会議の座長であります知事に進行をお願いいたします。

本日の会議終了時間は16時45分頃を予定してございます。

知事は会議終了後、公務の都合がございまして、スムーズな議事進行に御協力くださいますようお願いいたします。

【座長（村井 知事）】

それでは2時間という限られた時間ではございますが、よろしく願いいたします。

次第に沿って進めていきます。

はじめに県の対応状況について、千葉復興・危機管理部長より説明してください。

【宮城県復興・危機管理部 千葉 部長】

復興・危機管理部長の千葉でございます。

着座のまま失礼いたします。

私からは本県の対応状況について、お手元の県資料により御説明いたします。

県資料①の「処理水の海洋放出開始に伴う水産業への現時点での影響について」を御覧ください。

処理水の放出前及び放出後に、各関係団体の皆様から聞き取りをさせていただいております。

その時点では水産関係、特に輸出に大きく出ておりまして、本県では、ホタテガイ、カキ、水産加工品の香港向け輸出が停止したほか、中国が講じた日本産水産物の禁輸措置の影響もあり、ホタテガイについては、8月の価格が5月時点の価格から約25%下落したと伺っております。

また、現時点ではございますが、県内産地魚市場につきましては、影響と思われる兆候は確認されていないと伺っております。

なお、聞き取りなどにより把握した影響等につきましては、対策に反映していただくよう、国に対して水産関係以外も含めて全て情報提供をさせていただいております。

次に、県資料②、「みやぎ水産応援パッケージ」を御覧ください。

これについては報道等を通じて御承知のこととは思いますが、県では処理水海洋放出の影響の緩和を目的として、緊急的に窓口相談、経営支援、情報発信及び販売促進を4本柱とした支援を行い、水産物の消費拡大と関連産業の経営安定を図ってまいります。

次に、県資料③の「国及び東京電力ホールディングス株式会社に対する意見要望」を御覧ください。

事前に、各団体の皆様からいただいた意見要望を取りまとめたものでございます。

詳細の説明は割愛させていただきますが、国において新たに策定された、「水産業を守る政策パッケージ」に対する意見等が多く出されております。

最後に、県資料④の「処理水の取り扱いに関する宮城県連携会議水産部会現状報告と申し入れ事項について」を御覧ください。

連携会議水産部会から、これまでも継続して申し入れてきた、損害を被った事業者の立場に立った丁寧な対応と適切かつ迅速な損害賠償の実施に加え、業態に応じた賠償基準の明確化と水産関係事業者のなりわいの継続に向けた金融支援の充実について、新たに申し入れがございました。

国及び東京電力ホールディングス株式会社におかれましては、これら各団体及び県からの意見要望等について真摯に受け止めていただき、引き続きしっかりと対策・取組を講じていただきますようお願いいたします。

私からは以上でございます。

【座長（村井 知事）】

それでは次に、国の対応状況について、内閣府の^{にい}新居福島原子力事故処理調整総括官、お願いいたします。

【内閣府 新居 福島原子力事故処理調整総括官】

内閣府の福島原子力事故処理調整総括官の新居でございます。

村井知事、そしてこの連携会議の皆様におかれましては、こういう場をいただき、ありがとうございます。

御発言にありましたとおり、8月24日から放出が開始されて、そして第1回目が終了し、点検の上、昨日第2回が開始されております。

これから御説明させていただきますが、しっかりと安全性、風評懸念対策、なりわい継続対策を講じてまいりたいと思います。

着座にて説明させていただきます。

右肩に国資料と書いているパワーポイントを御覧ください。大部ですので、適宜、抜粋しながらポイントを御説明させていただきますと思います。

まず右下1ページ、これが8月22日に関係閣僚会議において示されたものです。

1番下に8月24日という、放出開始時期があります。

その1つ上にありますが、現時点で準備できる万全の安全確保、風評対策、なりわい継続支援策、これを講じて、風評影響、なりわい継続に対する不安に対処するべく、政府として全責任をもって取り組むということであります。

その対策が次の2ページ、3ページにわたって、色刷りのところで書いております。

大きく3分野であります。

2ページの安全確保、説明・情報発信、3ページの風評影響対応、なりわい継続支援、そして将来技術ということになっております。

それぞれ取組のポイントを記載しておりますが、次のページ以降で、この3分野について現在の取組状況、そして今後の取組について御説明させていただきます。

4ページ以降が、風評を生じさせないための安全確保、国内外に対する説明・情報発信、そしてここで海外の対応・反応も説明します。

7ページを御覧いただきます。

これが前提でございますが、この政府の判断の元になったIAEAの包括報告書、7月4日に総理に提出されたものです。

真ん中のところにあるポイントが2点あります。

1つが国際的な安全基準に整合的であること、2つ目に人及び環境に与える放射線の影響は無視できるほどであることとのIAEAの見解が示されております。

これを前提に、8月24日から放出を開始しました。

その結果のモニタリングを、とにかく透明性高く発信をしていくと、結果を発表していくということで、11ページを御覧ください。

海の水、水産物の中のトリチウムを迅速に測定していくということで、ここにありますように東京電力、水産庁、環境省等が測って公表しております。

これまでの、昨日までの結果ですが、12ページ、13ページに一覧表にまとめております。

御覧いただけるように、東京電力の迅速測定、精密分析も行っております。

迅速測定は、毎日行っておりますが、右方にありますように、3km以内の10地点で測っていますが、8月31日採取分で、放出口から200mのところまで1地点だけ、10ベクレル/リットルが検出されましたが、それ以外は全て検出下限値未満ということでもあります。

精密分析はもう少し低い0.1とか0.4まで測れるのですが、ここにある数字になっております。それ以外で環境省、そして水産庁は魚を獲って測っております。

福島県庁も測っておりますが、検出下限値未満ということでもあります。

またIAEAが、一番下にありますが、独自で測って分析しております、運用上限値未満ということになっております。

13ページ、トリチウム以外の物質は大丈夫かという御懸念もあります。

東京電力、環境省がセシウム等々測っておりますが、これも問題のないレベルということでもあります。

14ページ、これが第1回目放出のサマリーであります。

一番下にありますが、その結果を踏まえ、設備点検等で異常なしを確認して、昨日から第2回を開始したということです。

15ページです。

その前提として、第1回と同様に前もってトリチウム以外の分析もしまして、規制基準未満であることを確認しております。

昨日から17日間、第1回とほぼ同様の7800立米を出す予定で、進めております。

この結果を分かりやすく皆さんに見ていただくため、16ページ、17ページのようなウェブサイトでモニタリング結果を発表しております。英語版も用意して、国際的にも発信できるようにしております。

ただWEBをなかなか見ないという方もいらっしゃいますので、18ページ、19ページに御覧いただけるように、新聞紙上で、こういうふうに分かりやすく結果を発表して、見ていただけるようにしております。

これがモニタリングの状況でして、次に国際的な状況、海外の反応について、25ページ以降を御覧いただければと思います。

放出を受けての海外の反応ということですが、25ページに御覧いただけるように、アメリカをはじめ、ここにある6カ国、また26ページの豪州等々から、日本の対応についてポジティブな反応をいただいております。

ただし、28ページに中国等の反応が書いてあります。

4つ目の黒丸ですが、中国は全面的な一時停止ということで、日本の水産物の輸入をストップしています。

あと香港が宮城県を含む10都県の水産物の輸入を禁止して、皆様に影響が及んで御迷惑をおかけしているということと承知しております。

これに対して日本政府の対応でございます。

まず29ページですが、WTOの関係では、9月頭に中国の主張に反論する書面を提出しております。

30ページを御覧いただきますと、ASEANの首脳会議、G20サミットが9月上旬にございましたが、ここでも中国の行動に対して、総理から、日本として、科学的根拠に基づく行動や正確な

情報発信を求めていくと発言しております。

また9月下旬、I A E Aの総会がありました(P31)、ここでは政府代表の高市大臣から同様に、科学的根拠に基づく対応を求めております。

引き続き、しっかりと日本の科学的根拠に基づく結果・行動を説明して理解を求めていくということだと思っております。

次に33ページ以降で、風評対策、なりわい継続対策のことを御説明させていただきます。

34ページが全体像でございます。

ここに御参加の皆様、生産者である漁業者の皆様から加工流通、そして消費者の方々が、日本の水産業、宮城県の水産業を支えておられると承知しております。

左側を見ていただきますと、まず、生産者、漁業者様に対しては、水産庁の予算で、種苗放流、担い手支援の政策を拡充するとともに、風評の影響を乗り越えるためのなりわい継続支援ということで、500億円基金を用意しております。

また、今回の風評に備える需要対策として、300億円基金を用意しております。

また、加工流通の皆様に対しては、これまで経済産業省の中小企業支援策等々を講じてまいりましたが、300億円基金で加工業の方々もお使いいただけるようにすることに加え、「三陸・常磐ものネットワーク」という対策を講じております。

流通関係団体にも働きかけを行っております。

また、1番右の消費者には、情報発信、全国規模でテレビCM等々、ネットも含めて行っております。

その上で、9月4日に政府として「水産業を守る政策パッケージ」をまとめました。

後で出てきますが、先ほどの300億、500億に加えて207億の予備費を活用し、1007億円の対策ということでまとめております。

これをしっかり進めていくとともに、特に資金繰り、経営が厳しくなっているという皆様がいらっしゃると思いますが、資金繰りに対する対策、そして1番下にありますが、関係機関、東北経済産業局、宮城復興局、ジェトロ、中小機構等々による特徴ある支援を行っていくことにしております。

いくつか御紹介していますので、1ページ一言ずつ申し上げます。

35ページ、「三陸・常磐ものネットワーク」ということで1000者を超える企業等に参加いただいております。三陸・常磐もの大幅な消費拡大に御協力をいただいております。

36ページ、「ごひいき！三陸常磐キャンペーン」と称して、消費拡大を訴えております。

37ページ、「ジャパン・インターナショナル・シーフードショー」が8月下旬にありましたが、西村大臣も行き、宮城県産品も含めてPRをしているということであります。

加えて38ページ、農水省、海上自衛隊の事例もありますが、村井知事のリーダーシップで、全国知事会で協力していこう、みんなで協議していきたいという御発言をしていただいて、取組が広がっているところであります。ありがとうございます。

次に39ページ、小売関係の全国の業界団体に対して、西村大臣から要請をし、この3つ目にありますが、小売業界からは「三陸・常磐ものをこれまでどおり取り扱っていきたい」というお考えを示していただいております。

さらに40ページ、この秋以降、年明けも含めて国内外で取組を進めていきます。

左側にありますが、東北経済産業局でも、昨日、「輸出応援キャラバン in 三陸」を行っております。

す。

次に、生産者対策として講じているものが、44 ページ以降になります。

44 ページ、これは水産庁の予算で、令和 5 年度当初予算と、この夏に令和 6 年度に向けて要求しているものですが、資金の無利子化を含めて大幅に拡充要求をしていただいております。

次の 45 ページが、なりわい継続のための 500 億円基金であります。

下の欄にあります、コストが上がっている燃油、さらにはその魚箱等のコストの削減を含めて支援していくということでもあります。

次の 46 ページ、これが需要対策として用意している 300 億円基金でございます。

中身が 47 ページにありまして、大きく 2 つございます。

1 つ目は販路拡大ですが、社食・給食を含めて支援していくということ、(2)として、言われのない風評被害を受けた水産物の一時的な買取り・保管の御支援、既に予算の執行を始めておりますが、これで水産業を支えていくということです。

それでもなお被害が生じていることに対しては、48 ページ、49 ページ、東京電力による賠償があります。

国としては 48 ページの真ん中の箱書きにあります、期間、地域、業種を画一的に限定することなく、被害の実態に見合った必要十分な賠償を行うこと、損害の立証負担を被害者に一方的に寄せることなく対応すること、こういった全体方針を示しております。

次に 50 ページ、これが「水産業を守る政策パッケージ」の 5 本柱であります。

1 つ目、国内消費拡大、国民運動的に盛り上げていく。今、日本各地の皆様には御協力いただいて本当にありがたいことだと思っております。

2 の風評影響、特に国内外に向けて科学的根拠に基づく透明性の高い情報発信を行っていくということです。

そして 3 の輸出先の転換、4 の国内加工体制の強化。赤字で書いておりますが、予備費を措置しております。

その中身が、次の 51 ページ右側にありますように、新規需要開拓、代替販路開拓、そして、国内の加工体制の強化、これに使っていきたく思っております。

その上で、今回、中国の輸入停止の措置も含めて、お困りの経営者の皆様が多いと思っております、52 ページ、特別相談窓口を各機関に設けております。

資金繰り・経営については、中小企業基盤整備機構の東北本部、よろず支援拠点、輸出であればジェトロ仙台の電話番号も書いております。

加えて金融面について、53 ページ、日本政策金融公庫です。

ここにありますように セーフティネット貸し付け、個人事業主の皆様には国民生活事業、中小企業の皆様には中小企業事業、そして漁業の皆様には農林漁業セーフティネット資金を用意しており、下に連絡先も書いております。

また、政府系だけではなくて民間の金融機関に対して、54 ページ、55 ページのような要請を、省庁連携で行っております。

漁業者、水産加工業者、卸売業者等の事業者の経営に支障をきたすことが懸念されているので、55 ページの (1) の 4 行目にありますように、返済猶予や条件変更を含む資金繰り相談に丁寧に対応するよう要請をしております。

この 1 番下に、金融機関には、中小機構、ジェトロ、自治体等とも積極的に連携していただきました

いとしていますが、各機関がどのような御支援をできるかということが56ページ以降に示しておりますので、御覧いただければと思います。

相談以外の支援ですが、56ページ、57ページは東北経済産業局の事例を載せております。

漁業者団体、宮城県庁様と連携させていただいて料理教室を行うとか、旅館施設での魅力発信、フェアの開催、あと経営改善の御指導も専門家派遣により行っております。

57ページが、先ほどお話ししました輸出応援キャラバンということでもあります。

私も色々現場でお声を聞いていますと、どこに、何を聞いていいかわからないというお声があります。

そこで、57ページの1番下にありますように、東北経済産業局で支援策に関する包括的な相談を受け付けることにいたしますので、御相談いただければと思います。

次の58ページは、宮城復興局で行っているハンズオン支援です。塩釜の仲卸市場の御支援等々、記載しております。

59ページ以降がジェトロの支援で、輸出転換、海外にどのように売っていくのかということでもあります。

59ページは、このようなメニューがあるということですが、60、61ページ、この2ページで、宮城県の事例ではございませんが、このような伴走型支援をジェトロはできるということでもあります。支援事例6つ、水産加工業を中心に挙げておりますので、御覧いただければと思います。

加えて62ページ、海外のインフルエンサーを招へいして、日本の水産物を海外に売り込んでいくお手伝いをジェトロは行っております。

これはこの5月末から6月頭の事例ですが、メキシコのインフルエンサーを招へいし、石巻にも行っていただいて、メキシコで宮城県産品も含めてフェアを行っております。

オンライン商談も開始ということでもあります。

63ページ、このようなことをできるジェトロが、先ほどの207億の予備費の中ですが、9月から海外販路開拓、日本食品の魅力発信のプロモーション事業を開始したところであります。

また、先ほど相談窓口にあった中小企業基盤整備機構であります。64ページを見ていただくと、例えば、FOODEX（フーデックス）という食品・飲料分野の中小企業が開発した逸品を厳選して展示するイベントですが、3月にも宮城県の事業者様を出展させていただいており、来年も行う予定です。

また、65ページになりますが、中小機構では、アドバイザーを派遣して、経営の御支援していく取組も行っております。ここに挙げているのは、亙理町の事例であります。

そして66ページ、中小企業支援策でございます。

コロナで大変であった中、事業再構築補助金、ものづくり補助金、持続化補助金という使い勝手のいい補助金を日本の中小企業に用意しておりますが、この中で、このALPS処理水で影響を受ける水産加工業者の皆様に優先して使っていただけるよう配慮をする運用をしております。

事例として67ページ、これは水産加工関係、全て宮城の事例です。

次の68ページ、農業関係と観光関係でも、この補助金・補助事業を使っているという御紹介です。全て宮城の事例です。

また、観光関係ではブルーツーリズムということで、宮城県の6件を御支援させていただいております。

こういった取組をしておりますが、まだまだ不十分ということだと思っておりますので、お声もいただ

きながら、支援策をお届けしてまいりたいと思います。

最後に、将来技術について2つだけ御紹介します。

71 ページ、トリチウムの分離技術を公募しております。

国内外からこれまで136件ありましたが、今10件についてフーズビリティスタディを進めているところであります。

また(P72)、そもそも汚染水自体の発生量を抑えるという取組であります。

2022年度は1日あたり90立米ですが、対策を始める前の2014年度の540立米の1/6になっております。

また、雨水の流入対策を行っておりまして、2017年度から比べると1/5程度までに抑えているということでもあります。

以上、国の取組、今後の方針を御説明いたしました。

【座長（村井 知事）】

ありがとうございました。

それでは次に、東京電力の対応状況について、東京電力ホールディングス株式会社常務執行役福島復興本社の高原代表、よろしく願いいたします。

【東京電力ホールディングス株式会社 高原 常務執行役 福島復興本社代表】

東京電力ホールディングス 福島復興本社代表の高原でございます。

まず、当社福島第一原子力発電所事故から12年半が経過いたしました今もなお、宮城県の皆様には様々な面で御迷惑と御負担をおかけしておりますこと、改めて深く心からお詫びを申し上げます。

本当に申し訳ございません。

本日は御説明の機会をいただき誠にありがとうございます。

宮城県連携会議様へは、これまで私自身出席させていただいた中で、御参加の皆様から貴重な御意見や御要望を頂戴いたしましたことにつきまして、改めて御礼を申し上げます。

ALPS処理水の放出につきましては、すでに触れていただきました通り、8月の22日に関係閣僚等会議において、海洋放出の開始時期の政府判断が示され、当社は8月の24日に海洋放出を開始し、先月9月の11日に第1回目の海洋放出が無事完了しております。

その後ALPS処理水希釈放出設備全体の点検を実施するとともに、第1回放出の運用実績につきましても確認を行い問題がないことを確認した上で、昨日10月5日より第2回目の海洋放出を開始しております。

また、モニタリングにつきましては放出開始以降、設計通りALPS処理水が希釈され、問題がないことを確認するとともに、結果の迅速な情報発信に努めております。

一方で中国、香港等による輸入停止措置等によりまして、宮城県内におきましても水産物を中心に、既に被害が生じているとお申し出を頂戴しているところでございます。

当社といたしましては、このような宮城県内の皆様からのお声を、しっかりと受け止めさせていただき、迅速かつ適切にお答えするべく全力で取り組んでまいり所存でございます。

本日は、これまで頂戴いたしました御意見を踏まえ、当社の取組状況につきまして、この後説明をさせていただきます。

それではお手元の東電資料と右肩にございます A4 横の資料を御覧いただきたいと思います。

A L P S 処理水海洋放出に関する取組状況についてということでございますが、まず資料の 1 ページを御覧いただきたいと存じます。

冒頭申しました通り、本年の 8 月 22 日に政府の判断を厳粛に受け止め、8 月 24 日から海洋放出を開始しております。

A L P S 処理水の海洋放出は、長期にわたり継続的に取り組むこととなりますが、これまで関係の皆様からは、科学的な安全性と安心は異なる、または、将来に亘り安心して事業を継続したい、こういった切実なお声・思いを伺っておるところでございます。

こうした御懸念や御不安にしっかりと向き合い、廃炉作業が終わるその時まで、風評を生じさせない、また、信頼を裏切ってはならないとの強い覚悟と決意を持ち、設備運用時の安全と品質の確保をはじめ、正確な情報発信、また、特に御懸念の風評対策や適切な賠償に全力で取り組んでまいります。

なお、こうした取組を確実に行うべく、全社横断的かつ総力を上げて課題解決に当たるための体制を整え、対応に万全を期しております。

2 ページを御覧くださいませ。

ここからは、海洋放出取組状況について御説明をいたします。

まず、第 1 回目の実績です。総量約 7800 立米を 1 日あたり約 460 立米で放出をし、9 月の 11 日に計画通り放出を完了いたしました。

なお、日々海域モニタリングを行っておりまして、トリチウム濃度の異常は確認をされておられません。

また、第 2 回目につきましても、昨日から開始しており、今後も計画通り放出を継続してまいります。

3 ページ目を御覧ください。

次に今年度の放出計画について御説明をいたします。

放出前の A L P S 処理水は、K4、アルファベットの K、数字の 4 と書いておりますタンクを設置しているエリアでございますが、A L P S 処理水が安全であることを、この K4 というエリアで確認、測定をしております。

このエリアにはタンク 10 基を 1 つの群として ABC の 3 つのタンク群で放出に備えております。

今年度は、第 1 回目の放出を行った B 群タンク、そして、昨日から第 2 回目の 放出を開始している C 群タンクに加え、さらに 2 回の放出を予定しており、合計で 4 回放出する計画となっております。

また、今年度の放出計画において、トリチウムの総量は約 5 兆ベクレルとなり、年間放出量の 22 兆ベクレルを下回るようになります。

なお、放出計画は毎年見直しを行い、年度末に、翌年度の計画を公表してまいります。

4 ページ御覧いただきますでしょうか。

次に、トラブルが発生した時の対策について、御説明をいたします。

A L P S 処理水の希釈放出設備には異常が発生した場合に備え、自動的に運転を遮断する緊急遮断弁、これを 2 箇所設置しております。

人の手を介さず、インターロックによる A L P S 処理水の海洋放出を停止させます。

さらに、自然災害などによる緊急事態においては、運転員の操作により、放出を停止することといたしております。

これらの対策によりまして、ALPS処理水の海洋放出の安全性を確保しております。

5ページを御覧ください。

次にトリチウムの分離技術について、御説明をいたします。

ALPS処理水からトリチウムを分離する技術につきましては、当社が委託した第三者機関において、国内外で新たな技術の公募を行っております。

そして、第1回から第5回までの提案件数は、合計124件となり、1次評価、2次評価を経て、秘密保持契約を締結した10件につきまして、フィージビリティスタディ、実行の可能性のための調査を進めてまいります。

また、第6回の公募におきまして12件の提案があり、その中で、1件が一次評価を通過しているところでございます。

現時点で、ALPS処理水に実用化できるような技術は、現段階では確認されておりませんが、今後も、技術公募と評価を継続いたしまして、新たな技術動向を継続的に注視していくとともに、ALPS処理水に現実的な実用可能な技術があれば積極的に取り入れてまいり所存でございます。

6ページを御覧ください。

ここでは、海洋放出の安全性に関する、国内外への情報発信のさらなる強化につきまして、御説明をいたします。

当社は、ホームページ内の処理水ポータルサイトや様々な媒体を活用しながら、ALPS処理水の海洋放出に関わる安全性等につきまして、国内外に情報を発信しております。

処理水ポータルサイトにつきましては、海域モニタリング測定結果の分かりやすい形での迅速な公表、当社や各機関のモニタリング結果の地図上で一元的に御確認いただけるページの公開、多言語への対応による国際社会の一層の理解醸成に向けた情報発信等を図ってまいります。

次に、県内における情報発信の取組についてでございますが、県内の新聞広告への廃炉や処理水対策に関わる情報の継続的な発信や、福島第一への御視察の御案内を継続的に実施しております。

これからも、あらゆる機会を通じまして、ALPS処理水の安全性に関する情報発信を継続してまいります。

7ページを御覧ください。

ここからは、宮城県産品の需要創出及び国産水産品の消費拡大について、御説明をいたします。

まずは、宮城県産品の需要の創出でございますが、当社は、宮城県産農林水産物の需要創出に向けまして、国が設立した「三陸・常磐ものネットワーク」とも連携をさせていただき、より一層の魅力発信、消費拡大に取り組んでおります。

次に、三陸・常磐ものの販売促進でございますが、これまでの社内でのバザールに加えまして、「三陸・常磐ものネットワーク」と連携して、大阪万博記念公園で開催されました社外の大規模集客イベント等でも、宮城県産品の販売促進に取り組んでおります。

続いて、宮城県の魅力情報の発信でございます。

グループ内情報誌での秋の行楽シーズンに合わせた観光情報や、社内のホームページでの首都圏で開催される物産展の情報等を紹介させていただいております。

その他、社員食堂における取組や、当社グループや「三陸・常磐ものネットワーク」会員企業向けの「みやぎ弁当」の販売等、継続的に取り組んでいるところでございます。

これらの取組は、今後も継続して宮城県産品の需要創出に取り組んでまいります。

8 ページを御覧ください。

次に、国産水産品の消費拡大について、御説明をいたします。

これまでの需要創出の取組に加えまして、外国政府の輸入停止措置を踏まえた新たな取組としまして、宮城県産ホタテなど、影響を受け得る水産品の消費拡大にも取り組んでまいります。

9 月 13 日に開催いたしました本社バザールでは、宮城県産をはじめとしたホタテの加工品を、弊社の社長の小早川が先頭に立って販売をいたしております。

今後も、取扱商品を順次拡大してまいりたいと思います。

また、今週 10 月の 3 日から 5 日にかけての 3 日間、東京都の台東区の J R 御徒町駅前で、ホタテ祭りを当社主催で初開催をいたしました。

宮城県産ホタテを使用しましたメニューを販売いたしました。

メディアでも大きく取り上げていただき、また、多くの来場者が訪れ、大変盛況な形で終わらせていただきました。

この他、社員食堂や小売店、飲食店での販売フェア、大規模集客イベント等での宮城県産ホタテをはじめとした取扱いを順次進めてまいりたいと思います。

9 ページを御覧いただきたいと思います。

ここからは、賠償への取組について、御説明をいたします。

当社といたしましては、ALPS 処理水の放出に伴い、風評被害が発生した場合には、昨年末に公表させていただきました賠償の基本的な考え方を踏まえて、適切に賠償させていただく所存でございます。

これまでの取組といたしまして、連携会議の構成団体様のみならず、各種団体様への賠償の基本的な考え方を、継続的に御説明してまいりました。

その中で、皆様から様々な御意見をお伺いし、それらの御意見を真摯に受け止めさせていただくとともに、これらの訪問活動等を通じまして、県内の業界の仕組みや事業実態等を皆様から御教授をいただき、適切な賠償の手続きに向けて検討をしておりますが、引き続き御意見を伺いながら進めさせていただきたいと存じます。

10 ページを御覧いただきたいと思います。

ALPS 処理水放出により、被害が生じていらっしゃる方につきまして、御相談専用ダイヤルへの御連絡をいただきますよう、お願いをしております。

11 月 20 日から順次、御請求書を発送させていただきますけれども、お急ぎの場合には、個別に御対応をさせていただく所存でございます。

また、宮城県内の事業者様につきましては、弊社の仙台事務所が前面に立って、個別に御事情をお伺いするなど、丁寧に御対応をさせていただく所存でございます。

これからの取組といたしまして、海外の輸入停止措置への対応につきましては、ホタテ、ナマコなどの水産物について、事業者様からの御相談をいただいております。

弊社の仙台事務所にて現地を訪問させていただき、個別に御事情をお伺いするなど、迅速かつ適切な賠償に向けて、引き続き、丁寧に対応して参りたいと思います。

次に、説明会の実施につきましてでございますが、地域、業種を問わず、御被害を受けられた事業者様が、適切に御請求いただけるよう説明を重ね、御対応をしております。

また、御請求書の作成につきましても、相談窓口や個別訪問によりまして、お手伝いをさせてい

ただくなど、事業者様に極力御負担をおかけすることがないように取り組んでまいり所存でございます。

最後 11 ページでございます。

宮城県の事業者様の御事情を丁寧にお伺いできるよう、10月2日に、石巻市に御相談対応の窓口を、新たに設置いたしました。

新たに設置した相談窓口では、賠償の御相談に限らず、事業者様からのお困り事に関しましても、御事情、御要望を丁寧にお伺いして、販売できなくなった商品の販路拡大等の解決策なども、御一緒に検討させていただければと、きめ細やかな対応をしてみたいと思います。

石巻の窓口は、従来からある仙台の窓口とともに、事業者様に御来所いただく中で、出向拠点としても活用して事業者様を訪問するなど、適切に賠償を御請求いただけるよう、県内全域に機動的に対応してまいります。

なお、この資料と別に、1枚、地図付きの石巻相談窓口の概要をつけさせていただいております。

大変申し訳ないことに、東電資料において電話番号の記載が漏れてしまいまして、それを記載したものを1枚追加させていただいております。

お詫びして追加をさせていただくところでございます。

長くなりましたが 以上で東京電力からの説明を終了させていただきます。

ありがとうございました。

【座長（村井 知事）】

ありがとうございました。

それでは、次に、国及び東京電力からあった説明について、各構成団体から御発言お願いしたいと思います。

なお、御発言に対する国及び東京電力のお答えは、後ほど一括してお願いしたいというふうに思っております。

大変恐縮でございますけれども、時間が限られておりますので、私の方で指定させていただきたいと思っております。

それでは、まずはじめに、宮城県漁業協同組合の寺沢代表理事組合長、3分以内でお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

【宮城県漁業協同組合 寺沢 代表理事組合長】

放出に伴って、まず、この中国の禁輸措置、これに影響被害が出ていることに対して、これは風評被害と思っているのか思っていないのか、そこをはっきりお伺いしたいと思います。

今、流通の方で、我々、今現状かなり苦しんでいる部分がホタテということで、言わせていただきますけれども、今だいぶ国民の皆様、消費者の皆様から、なんとかこういう状況で大変苦しい漁業者を応援しようということでだいぶ今消費の方も頑張っ、消費していただいているということで、国民の皆様には改めて感謝を申し上げたいと思っております。

そういった中で、他の諸外国の皆様も、例えば、先日、アメリカ大使館の大使が来て、直接ではないのですが、中国ではなくて他を経由してアメリカに対して行けるのではないかとということで、例えば台湾、ベトナム、そちらの工場があるということで、それを利用すれば直接アメリカに

向けていけるのではないかということで、そういう提案もあって、その辺今、現実的にそういったところに対応や、そこに新たな取引ルートがもう実行されているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それと、それをするために、肝心なのが、どうしても他の外国輸出に向けては、色々HACCP対応であったり、認証という問題が今後あります。

宮城県内の買受人であったり、工場でも、そういったものを対応している先もありますので、具体的にものを進めていくのに、どういう手順でやったらいいのか早急な対応をお願いしたいと思います。

あと、東電さんの方には、賠償問題でお話しさせていただきたいのですが、今ホタテの方で、今価格補償している中で、どうしても、東電さんのやり方って言いますか、進め方が、我々不信感を持っているところはやはり強くなってきております。

初めに、安い値段を提示して、後から高い値段を言うとか、もちろん最初から、その基準というのは多分東電さんでは頭にあったのでしょうけれども、そういったものの進め方で、我々としては、やはり、あえて加害者と被害者と言わせてもらいますけれども、加害者側がその基準を設けるというのはどうかと思っています。

我々も、今まで何度となく交渉を進めてきていますけれども、もう無駄な時間は使いたくないので、できれば、先ほど事務所の方で請求を受け付けるということでもありますので、我々漁業者と宮城県漁協、協議をして、追認と言いますか、これは風評被害の影響、実際被害だということであれば、もう直接請求書を発行させていただきますので、それを機構であり、東電さんがどういう判断するか分かりませんが、それに応じて回答もらうように、もう現実的に放水が始まって被害も確認できているわけですから、もうそういったところは待たないでやっていきたいと思っていますので、その辺に御理解いただければと思っています。

以上です。

【座長（村井知事）】

ありがとうございました。

それでは、次に、宮城県沖合底びき網漁業協同組合の鈴木代表理事組合長、お願いします。恐縮ですけども、2分をお願いいたします。

【宮城県沖合底びき網漁業協同組合 鈴木 代表理事組合長】

宮城県沖底の鈴木でございます。

私たちは8月23日に、私ども生産者と買受人、あと魚市場と皆さんにお集まりいただきまして、9月からの操業方針ということで色々打ち合わせをしたのですが、ただその中で24日にやったのですが、近々処理水の放出があるらしいということで、買受人の皆さんに、こういう場合は、私たちもう生産者は獲るほかないので、獲ってくるから買ってくれるかと言ったところ、買受人の皆さんは獲ってきてくれと、風評被害あるかないか分からないけれども、とにかくいろいろなものを市場に揚げてくれということで、処理水と関係なく、とにかく買うから買ってこいって言われて、力強い、いろいろなお言葉をいただきまして、9月から操業を開始して順調に操業していて、突発的な事故とか何かがなければ、放水の異常がなければ、私たちはこのまま操業状態を続けてとか、漁獲状況を続けていきたいなどは思っております。

また、私たちは、私たちの監督官庁であります、農林水産省水産庁資源管理班の皆さんは、いろいろなお手伝いというか、バックアップ等をいただきまして、いろいろな情報発信とか、いろいろな相談とか、何かでいろいろなこと乗っていただいておりますので、安心して、今のところは操業しております。

ただ、将来は、まだ、どうなるか分からないですけれども、今の会議に合うのかどうか分からないですけれども、私たちは処理水以上にびっくりしているのは水温の変化で、宮城県では今までいない魚とかがいたりなんかしていて、それが獲れはじまっていて、それに対応した、今からは漁業をやらなくてはならないかなということで、模索はしたいのですけれども、何せいろいろなことで、漁場の中では今処理水、あるいは放射能の前のがあって、漁場は限られたものですから、その中でどのようなことで考えられるか、将来、建造するとか何かが、どうしたらいいのかなってというのが、そういうのが今から何年も亘って処理水が放出されるってということで、影響がなければいいというのが、今のところ、私たち今考えているところは、それが現状であります。

以上です。

【座長（村井知事）】

どうもありがとうございました。

次に、宮城県近海底引網漁業協同組合の阿部代表理事組合長、お願いいたします。2分をお願いいたします。

【宮城県近海底曳網漁業協同組合 阿部 代表理事組合長】

阿部です。

今のところ影響は出てないようです。

でも、いつ出るか分からないので、大変不安に思っています。

うちだけじゃなく買受人がちゃんとしてもらわないと、買ってもらえなくなったら大変ですから、漁業者と買受人は一体となっていますから、うちらだけじゃなく、第1次産業だけでなく、第2次産業、第3次産業にもちゃんとした補償をして欲しいなと私は思っています。

そういうことを踏まえて、今のところは先に組合長が、沖底の組合長が言った通りに、買受人と色々話をして、持ってきてくれれば買ってくれるという心強いアドバイスを受けて、今は順調にしています。

以上です。

【座長（村井知事）】

どうもありがとうございました。

次に宮城県産地魚市場協会の佐々木会長、2分をお願いいたします。

【宮城県産地魚市場協会 佐々木 会長】

産地魚市場の佐々木でございます。

今、沖底さん、近底さんの方からお話ありましたけれども、産地魚市場気仙沼、女川、石巻、塩竈、大きい漁港ありますけれども、その4市場については、秋漁については、量的に、例えばサンマとか、秋サケとかが、不漁なためにボリュームが全く少ないために、魚価が高くなっているとい

うような状況で、これ風評被害とは直接関連はありませんけれども、魚価的には前年よりも高めに推移している、というような状況でございます。

3点ぐらい質問させてもらいますけれども、まず、放出の期間が、30年ぐらいかかるというような話で、これは我々にとっては途方もない長い期間なものですから、規制委員会の元委員長がインタビューで、放出については、科学的に、技術的に、短時間、短期間で済ませることも可能だというような記事も拝見しましたので、例えば3年とか、5年ぐらいの期間で放出を完了できるようなことが、果たして可能なのかどうか、そういったことをお聞きしたいと思います。

あと、やはり中国、香港、マカオの禁輸措置については、宮城県については、もうすでに、香港だけは輸出できましたけれども、香港もダメになったということで、これまで震災後ずっと中国との取引は直接できませんでしたので、今のところ影響はそれほど多くはないものの、やはり中国のマーケットは非常に大きいものですから、香港が例えば相手で、経由で中国に行くというような場合でも、香港はやはり限られた消費市場なので、そこら辺は、やはり中国との、やはり貿易を早く解禁するように、やはり結果責任だと思いますので、一刻も早く、国の方の、そういう交渉でまとめていただきたいな、というふうに思っています。

あと3番目ですけれども、宮城県では、11月からナマコ漁が解禁されます。

石巻魚市場は、令和4年については、大体年間100トン、魚価が3500円ぐらいしましたので、3億5000万ぐらいの水揚げがある予定ですが、青森県漁連が、10月からの漁解禁にあたって自粛しようという形で、漁はしておりません。

それで、ただ、宮城県漁協さんも今後どういう風な対応をするのか、まだはっきり分かりませんが、こういう賠償についての事前のスキームを、漁業者の方に提示するということは、11月から漁解禁というのは決まっているわけですから、それで国なり東電さんが、例えば漁しなければ、前年の水揚げ金額、魚価に対して、賠償しますよということをあらかじめ告知する、というような取組はできないものなのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

以上です。

【座長（村井知事）】

どうもありがとうございました。

次に、宮城県水産物流通対策協議会の阿部会長、お願いいたします。

2分をお願いいたします。

【宮城県水産物流通対策協議会 阿部 会長】

宮城県水産物流通対策協議会の阿部でございます。

県からの報告があった通り、国内の取引においては、風評の被害というのは、ほとんどないということで、私ども安堵しておりますけれども、しかしながら、間接的な被害が、こう表面化しているというようなこともあります。

それは、現在、秋サケの生鮮でのフィーレでの出荷というのが、私どもでも工場の、今のこの秋から冬にかけてのメインの仕事になっているのですが、この特に北海道が、中国輸出が閉ざされたということで、その行き先がなくなったようなものがやっぱり生鮮で流通はじめています。

それが、消費地の市場において投げ売りのような形で、今出荷されています。

通常我々の価格、それより大体 300 円ぐらい、安い相場で流通しています。

そういうことで、私どもの量販店の値ぎめに、非常に影響を与えていまして、その値段を崩さないために、また、その生産の数量を調整するとか、そのようなことで、非常に厳しい商売を強いられているというような現状があります。

このような、従来、冷凍されて中国に輸出されているということが、うまく受給バランスを取るための調整弁的な役割もしていたのですけれども、そういうことがなくなったということで、これが間接的な被害のような形になっております。

そういったことが、補償の対象になるのかということをお尋ねしたいということと、やはり、このような間接的なこの被害というのが、その時すぐに現れるということではなくて、タイムラグがあって、また、ボディブローのように、こう、じわじわとくるわけで、それで、やはり、私ども、この被災地の水産加工メーカーというのは、震災の課題がまだまだ解決できずに、また、その上に不漁が重なって、非常に体力を消耗しています。

このような時に、コロナと今回の、処理水の被害が加わると、本当に企業の存続がかなり難しくなるなという風に感じています。

この本当に処理水が、その引き金になるのではないかという危惧をしておりますので、しっかりと、間接的被害に対する補償もお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

【座長（村井知事）】

ありがとうございました。

それでは次に、宮城県消費地魚市場協会の石森会長代理、お願いいたします。

【宮城県消費地魚市場協会 石森 会長代理】

宮城県消費地魚市場協会の石森でございます。

宮城県消費地魚市場協会は、上部団体には東北水産物卸売市場連合会というのがありまして、42社、卸売会社だけ、消費地卸売会社が、加盟しているわけですが、先週の金曜日に仙台市場におきまして、常磐三陸水産物応援キャンペーンという名を打って、宮城のホタテ、はじめて、しっかりとキャンペーンを打っていました。

当初懸念していた風評被害は、ほとんど今、現れておりませんが、中国による不当な輸入禁止措置による、今、ただいま阿部会長もおっしゃった通り、直接間接様々な影響が出ております。

その影響に対して、しっかりと対応していただきたいなという風に思います。

ただ、モニタリング調査のトリチウム検査の結果なんかをほぼ毎日のようにデータで提供していただいて、その影響も少なからず、懸念していた風評被害には及ばないという風なことにもつがったのかなという風に思っております。

今後も、継続してその取組を続けてもらいたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

【座長（村井知事）】

どうもありがとうございました。

次に、宮城県食品輸出促進協議会の清水幹事、お願いいたします。2分をお願いいたします。

【宮城県食品輸出促進協議会 清水 幹事】

宮城県食品輸出促進協議会幹事の清水でございます。

会長の小野寺に代わり、出席させていただいております。

よろしくお願いいたします。

当協議会からは、県資料③に記載の通り、様々な意見要望をさせていただいておりますが、その中から、いくつかにしぼり、お話しさせていただきます。

まず、福島第一原発事故以降、実施されている輸入禁止措置に加え、今般、処理水の海洋放出により、新たに香港等におきましても輸入禁止措置が講じられました。

輸出を行っている事業者からは、今後の経営などについても、不安の声が出ていると伺っております。

香港などに対しても、一刻も早く規制が撤廃されるように、働きかけをお願いいたします。

次に、漁業水産業をはじめとした輸入禁止や風評被害への補償についてです。

被害を受けた事業者の中には、資金に余裕のない企業もあるかと思えます。

補償までの期間が長ければ、それだけ経営に大きな影響を受けることとなります。

早急な補償がなされるよう、東京電力への指導に注力させていただきたいと考えております。

次に、海外バイヤーやインフルエンサーを三陸・常磐に招へいし、産地訪問や試食会などを実施し、水産物の安全性について情報発信をしていただきたいというものです。

宮城県の産地にお越しいただき、水産物を見て、そして食べていただいて、水産物の安全性を確認していただきたいと思います。

最後に、先ほどもお話しさせていただきました、被害への早急な補償への指導に関するものですが、賠償が受けられるまでの間、無利子、無利息のつなぎ融資を実施していただきたいと思います。

損害賠償を申請してから賠償が受けられるまで、早くても1か月程度かかると伺っており、それまでの資金繰りについても御支援をいただきたいと思います。

以上、お話しさせていただきましたが、その他記載内容も含めまして、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【座長（村井 知事）】

ありがとうございました。

次に、宮城県農業協同組合中央会の舟山副会長理事、よろしくお願いいたします。2分をお願いいたします。

【宮城県農業協同組合中央会 舟山 副会長理事】

県中央会の舟山でございます。

私からは、今、処理水の関係で影響が大きいのは、水産関係でありますけれども、県内の農産物についてもですね、少なからず影響が出ているという事実をお話させていただきます。

その関係につきましては、輸出米の関係でありまして、特に県内では、今3農協ほどが輸出米に取り組んでいるところでございます。

特に、仙北の新みやぎ農協、それからみやぎ登米農協がですね、特に、香港関係の輸出を実施し

ているというところでもございました。

相手方からはですね、まだ輸出禁止の案件は出ておりませんが、今、声が出ているのは、やはり、輸出をしている米の安全の証明ができないと、他の産地に変える旨の話が出ているというふうに聞いております。

そういう意味では、せっかくの良質米の、今、拡大をしている最中でもございますので、改めてですね、そういった部分での証明ができるよう、国にも1つ、御支援方をお願いしたいなというふうに思っております。

改めて、県内産の農畜産物についてはですね、今後とも、やはり国内外にですね、理解醸成が、きちっと前もってできるように、国なり東電にお願いをしたいな、という2件であります。

以上です。

【座長（村井 知事）】

どうもありがとうございました。

それでは次に、宮城県農業会議の中村会長、2分をお願いいたします。

【宮城県農業会議 中村 会長】

初めに1つ、この連携会議がはじまってから、ずっと農業、あるいは農畜産物に対する風評被害とか補償の問題、一切載っていませんでした。

前回、やっと農業あるいは農畜産物に対する風評被害、補償、その1項を入れてもらいましたけれども、今日、国とか東電の説明を聞きますと、一切この資料にも載っておりませんし、そのことに関しての発言というか、説明ございませんでした。

これはどういうことなのか、まず1つ。

それから、今、JAの方では、米の輸出の話が出ましたけれども、私が事務局を預かっております、宮城県農業法人協会というものがございます。

そこで、本当に小規模な法人が、個別にJAを通さずに国外へ輸出している方もございます。

それで、風評被害について、22日までに、県内の会員の聞き取りをいたしましたところ、今のところあの取引の停止とか、あるいは取引数量の削減、そういうものはございませんでしたので、影響はないのかなと思いますけれども、引き続き情報収集に努めてまいりたいと思います。

実際に、農業分野で風評被害や、被害が生じた場合には、東京電力には、迅速かつ確実な賠償、そして国、県には支援策の検討をお願いしたいと思います。

以上であります。

【座長（村井 知事）】

どうもありがとうございました。

では次に、宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合の佐藤理事長、2分をお願いいたします。

【宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合 佐藤 理事長】

佐藤勘三郎でございます。

今日、僕は、ここの席に来る前に、仙台港の冷凍倉庫にお邪魔してきました。

何をしに行ったかということ、県内外のホタテが、たくさん冷凍倉庫に集まっている状況を見に行

ってまいりまして、困っている県内外の漁業者、そして加工業者に対して、宿泊施設として何ができるのか、ある意味応援する立場として拝見させていただきました。

そして同時に、宿泊施設は風評被害を受けている立場でもございます。

ただいま農業の方がお話をされていましたが、私もお話を伺うにつれて、疑問に思いましたのが、これだけ色々説明を受けながら、観光業そして宿泊業に対するお話がほぼ出てこないということが、いかがなものだろうかということです。

では、本当に風評被害なかったのかということ、確かに、中国の団体旅行客の解禁が起こる前後だったので、そもそも入ってなかったということもございますが、風評被害はゼロではなく、すでに組合の方にも、そういった声が寄せられていることを考えた時に、これだけ言及されないというのはどうなのだろうという気持ちも同時にございます。

もちろん、水産事業者、そして加工事業者の方々が、最も重要であることは、論を俟たないわけですが、本当に宿泊観光について全く記載がないような状況でいいのかどうか、もしそれでいいのであれば、私がこの場にいる必要はないのではないかとまで思うわけなのですが、いかがでしょうか。

この辺については、是非、御説明をいただきたいと思います。

以上です。

【座長（村井 知事）】

どうもありがとうございました。

次に宮城県議会の池田副議長、2分でお願いいたします。

【宮城県議会 池田 副議長】

宮城県議会を代表いたしまして一言申し上げます。

まず10月4日、9月議会が閉会したばかりでございますけれども、海洋放出につきましては、大いに議論が交わされております。

県議会としましては、海洋放出に反対する旨の意見書を3度提出しております。

その立場については、一切変わっておりません。

私は宮城石巻の選出なものですから、特に地元の方々から、直接不安の声や東京電力さんへの不信感など、様々な意見を聞いておる状況でございます。

風評被害を発生させないよう、国民や、そして国際社会の理解醸成のために取組をしっかりと行っていたきたいというふうに思います。

そして、損害が発生した場合は、迅速かつ適切に補償を行っていただきたいと思います。

長期間の取組で、大変皆さん疲れ切っております。

漁業者には何ら落ち度も責任もないわけです。

その中で、将来に亘って地元で暮らし続けていけるように、水産関係の事業者のなりわいの継続のために、取組をしっかりとお願いしたいと思います。

以上です。

【座長（村井知事）】

どうもありがとうございました。

それでは次に、宮城県市長会の菅原副会長、2分をお願いいたします。

【宮城県市長会 菅原 副会長】

市長会副会長の菅原です。

気仙沼から来ています。

1点目は、賠償の方の説明会等につきましては、県の方で音頭を取っていただいて、気仙沼にも他の町にも開かれることになっておりますが、300億、500億、207億、この対策の、内容についての説明は、まだ不十分ではないかというふうに認識しておりますので、是非、国主導でその機会を各浜に、持っていただきたいと思っております。

その上で、500億円の方ですけれども、対象が漁業者ということになっております。

漁業者の方々は、第一義的には、賠償の方で対応していくものが多いんだと思っておりますが、500億円で漁業者分が足りるのか足りないのか、私は分かりませんが、実際に被害を受けていく人達、また、将来に不安を持っていく人達は、直接の生産者だけではなくて、加工・流通の方もいらっしゃいますので、この500億円の対象につきましては、漁業者だけにずっと留まるのか、加工・流通の方まで広げていくのか、よく御検討いただきたいと思っておりますし、本当に足りないことがあれば、増額もお願いしたいということをお話したいと思っております。

2点目は、これは御礼です。

消費促進につきましては、各団体でいろいろなことやっていただいて、知事にも、御苦労いただいております。

また、水産庁では、「#食べるぜニッポン」というのをやっていただいておりますが、是非、継続をお願いしたい、一過性にとまらないで継続していただきたい、そのことと、もう1つは食べるぜニッポンを見ても分かるのですが、農水省からの発信だとか外務省の発信だとかあるのですが、やはり民間の発信があまり、盛んになっていないと思っております。

海外向けは、インフルエンサーを登用してというふうなことを言われておりますので、国内においても、より発信力があって、お金をかけなくても頑張ってくれる人たちを、より活用していただければというふうに思います。

最後に、是非、この放出については、事故なくやっていただきたいと思っております。

万が一の場合はインターロックがかかると、そのことは大変な安心ではありますが、多分インターロックがかかったというだけで、別なストーリーができてしまうのではないかなと思っております。

安全は確保できたとしても、別な不安が出てきてしまう、万が一にでもですね、このオペレーションにおいては、事故やストップがないように、スムーズに行うように万全を期していただきたいというふうに思います。

以上です。

【座長（村井知事）】

どうもありがとうございました。

それでは最後に、宮城県町村会の齋会長、2分をお願いいたします。

【宮城県町村会 齋 会長】

宮城県町村会の、大河原町の齋清志と申します。

よろしく願いいたします。

まず、皆さんのお話を伺っていても、そしてまた、この場の全体の空気としても、実際に、果たして安全だということが、安心という受け止めにつながっているのだろうかということを、強く感じてしまいました。

例えば、福島県沖で海水や魚の調査は、放射性物質トリチウム濃度の検査ということに、当然なるわけですが、このトリチウムを分離する技術というものが、もっと突き詰められていかななくてはならないのではないだろうかということを、感じたところでございます。

そして、また、宮城県も、例えば、山元町の沿岸で、独自に海水調査をやっているということですが、そういったことについての報告は、多分県民には届いていないのではないかと、というふうに思います。

海域モニタリング調査については、環境省、水産庁、あるいは東電、様々に告知をしているわけですが、これもまた、果たして十分だろうかということを感じているところでございます。

そして、もう1つ最後に、風評被害が実際に起こっている、例えば、ホタテにしても県の報告で25%、それがさらに拡大して下がってきている、下落してきているというお話でございました。

当然それは、東電の皆さんは認定して、賠償を行っていただくということになると思いますけれども、また、国としても特別相談窓口を作ったり、あるいは特別な事業支援策をたくさん用意されているというお話がありましたけれども、現実的に今、果たして運転資金が足りているのだろうか、経営資源、大丈夫なのだろうかということが、気になって気になって仕方ないところでございます。

コロナ禍を乗り越えていない、そして、企業経営は二極化しているということが、盛んに言われる中で、もっと迅速に対応していく、そういう必要があるのではないかと、というふうに感じたところでございます。

以上です。

【座長（村井知事）】

どうもありがとうございました

ただいま各団体の皆様からいただきました御意見等に対し、まずは国から御回答をお願いしたいと思っております。

内閣府の新居総括官お願いいたします。

【内閣府 新居 福島原子力事故処理調整総括官】

多くの御意見ありがとうございました。

頂いた御意見について、できる限り回答したいと思っております。

この後、賠償について東京電力からもあれば、お願いしたいと思っております。

まず最初に、寺沢組合長（宮城県漁業協同組合）からございました中国の規制強化について、今、ホタテ中心に、北海道産、青森・宮城等に影響が出ているということでありまして。ナマコも実害が生じていると認識しております。

本日の資料でも、皆様の御発言の中にも、風評が出ていないという意見もありましたが、この風評対策というのは、輸出規制も含めて風評と思われる影響が拡大しないように、予算もやっていく、

実害が生じれば賠償も行っていくという方針で、しっかりやっていくということでございます。

300億の基金を有効に使いながら、それでも実害があれば賠償ということだと思っております。

また、アメリカ大使館の提案、アジアの加工施設が使えるということについては、今、ジェットロを通じて中身を確認中でありまして。アメリカの好意を、どうやって輸出転換に繋げていくかということに取り組みたいと思っております。

HACCP認証等々、これから必要になってくるもの、これは先ほどの水産業を守るパッケージにも入っております。

しっかり対応していきたいと思っております。

鈴木組合長（宮城県沖合底びき網漁業協同組合）、阿部組合長（宮城県近海底曳網漁業協同組合）からは、今のところ、大きな影響はないが、不安だ、というお話をいただきました。

そのとおりだと思います。

情報発信もしっかり行いながら、かつ、先ほど話がありましたように、魚を獲る方、買受けの方、一体となって、この地域を形作っているということだと思いますので、引き続き、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

佐々木会長（宮城県産地魚市場協会）から、今のところ風評とは関係ないと思うという話もありましたが、御質問いただいた1つは、海洋放出の期間が30年にわたることについて、もっと早くできないのかという話でありました。

これについては、安全確実に進めていくということです。22兆ベクレルという管理目標値として以前行っていたものを、踏襲していきます。風評被害を拡大しないようにということでもあります。今、東京電力からもありましたように、今年度は5兆ベクレルからやっていくということで、当面、慎重に放出していくという方針であります。まずは安全確保が大事だと思っておりますので、この方針で進めていきたいと思っております。

また香港の規制対象に宮城が入ってきたことについて、この交渉を早く、ということでもあります。

先ほど御紹介したように、中国・香港に対して、政府挙げて今対応していますので、相手もあることでありますが、国を挙げてしっかりと交渉、働きかけを行ってまいりたいと思っております。

阿部会長（宮城県水産物流通対策協議会）からは、流通関係で、間接的な被害について御指摘がありました。

これはおっしゃるとおり、輸出業者、さらに、扱っているものだけではなく、間接的に影響が生じてくるということだと思っております。

それも含めて、先ほど御説明したような支援策と、東京電力による賠償で対応していくということだと思っております。

東京電力の賠償については、業種を画一的に限定することなく、被害の実態に見合った必要十分な賠償を行う、というのが基本的な方針でございますので、それに従って対応していくということだと思っております。

石森様（宮城県消費地魚市場協会会長代理）からモニタリング結果をしっかりと発表していることが、今の落ち着いた対応に繋がっているのではないかというお話をいただきました。

今後とも、このように、国内外に透明な情報発信を行っていきたくと思っております。

清水様（宮城県食品輸出促進協議会幹事）からお話しいただいた輸出関係については、賠償にかかわるので、東京電力から補足があればお願いしたいと思っておりますが、支払いに長くかかると資金繰りが大変になるということで、金融の話とも関わると思っております。

これについては極力、迅速に賠償の支払いを、ということとともに、無利子のつなぎ融資ができないかという話がありました。

県の方でもいろいろな工夫がなされているということもお聞きしておりますが、国の方でも、できるだけ低利の融資、先ほど御紹介したような政府系の融資もあります。

さらに担保は取らないような金融の動きを支援しておりますが、利子については引き続き検討したいと思います。

コロナの時のゼロゼロ融資は終わっており、その返済時期を迎えて大変だという中小企業の声も承知しておりますが、完璧に無利子、ゼロゼロというわけにはいかないと思いますが、引き続き努力していきたいと思います。

農業関係で、舟山様（宮城県農業協同組合中央会副会長理事）、中村様（宮城県農業会議会長）から、お話がありました。

米の安全証明について、相手方がどういう対応を求めてくるか、よく政府全体で把握しながら対応してまいりたいと思います。

中村会長から、農業・畜産物の説明がないのはいかがなものか、というお話をいただきました。

私が説明した国の資料の中小企業支援策の中で、農業、ホテル観光の事例も入れていますが、資料の記述が支援策の方でも薄かったということについては、大変申し訳ございません。

今日の説明資料になかったものの、経済産業省の対策には、農産物を含めた食のイベント等についての予算もありますので、これをPRさせていただきたいと思います。

佐藤会長（宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合）から、中国の団体客が、大きくはないが、やや減っているのかもしれない、という話もありました。

これについては、その程度もあると思いますが、支援策でいうと、先ほど申しました観光などの支援策を用意して展開していくとともに、東京電力でも業種に限定なく、被害の実態が確認されれば賠償していくという方針だと承知しております。

県議会の池田副議長からお話いただきました迅速な賠償について、現場でそういうお話を伺っておられることと承知しております。しっかりと東京電力を指導してまいりたいと思います。

市長会の菅原副会長から、500億円基金についてお話がありました。

これについては、燃料油、魚箱など漁具等の支援策なので、対象としては漁業者対策であります。

水産加工業、流通の方々に対してということであれば、先ほど御紹介した300億基金、中小企業支援策、諸々ありますが、政府の全体方針でも、課題に対して迅速に、臨機応変に対応していくということにしておりますので、しっかりとやっていきたいと思います。

最後、町村会の齋会長から、安心のお話、分離技術の話をいただきました。

しっかりと、モニタリングの情報提供、政府の対策、東京電力の賠償、全部組み合わせて、安全を安心につなげるように、引き続き、国としても努力してまいりたいと思います。

分離する技術も、先ほど御紹介しましたが、しっかりと検討を継続していくということでありませ

す。まだ回答が漏れているところもあるかもしれません。

もしあれば御指摘ください。

【座長（村井知事）】

ありがとうございました。

続きまして、東京電力の高原代表、お願いいたします。

【東京電力ホールディングス株式会社 高原 常務執行役 福島復興本社代表】

東京電力の高原でございます。

様々な御指摘いただきまして、誠にありがとうございます。

まずもって、改めてお詫びをしなければならないのは、私どもが引き起こしました原子力事故、これによりまして、今もなお、大変な御迷惑をおかけして、そもそも、その私たちの事故があるということを、改めてお詫びをしなければならないと思います。

その中で、震災当初からの賠償の関係でも、様々な御不信がおありになる、これは私たちの対応、大きく反省しなければいけないところがたくさんあるかと思っております。

そこは本当に、誠に申し訳ないと思っております。

今回のALPS処理水に関わります賠償につきましても、期間、あるいは事業形態、地域、そういったものを限定せずに、あるいは、いろいろな様々のこれまで頂いたデータ等々を使って推認をさせていただき、事前にこういった形で、賠償の基本方針、いかがでしょうかということもお示しをさせていただきました。

足りないところがあるかと思っておりますが、そういった反省を活かして、取り組んでいるところでございます。

足りないところがあるかと思っております。

御不信が、その根本が、そこにあるということも、私もよくよく承知した上で対応させていただこうと思っておりますので、何卒、御理解いただければと思っております。

その上で、いくつかベースになっているところでございますけれども、まず、その設備、処理水の海洋放出そのものが、科学的に安全であるということは大前提でございます。

その上で、設備が安全であること、そして品質をさらに高めていくということ、それからモニタリング、これをしっかりお示ししていくことで、多くの方々に、御理解いただいて、情報発信、もちろん分かりやすく正確に、迅速にさせていただき上で、これを継続していくことが大事だと思っております。

また、透明性を高める、IAEAの調査等も含めてでございますが、そういったものを透明性高めていくということ、その上で、そういったものを踏まえて、風評対策をできる限りのことを、私たちやらせていただきたいと思いますと思っております。

それでもなおということ、賠償のお話、今冒頭申し上げたところ、やらせていただきたいと思いますと思っております。

そういったところ、まず冒頭、僭越ですが、お話をさせていただきましたが、寺沢組合長から、まず、いただきました禁輸は、実害か風評かというお話につきましましては、これもう実害であると思っております。

ここににつきましては、実害という前提のもとで、私たちは賠償させていただきという所存でございますし、新たな販路の検討、こういったものも、東京電力といたしまして、国の御指導もいただきながらでございますが、ALPS処理水の影響対策チームというものを立ち上げて、様々な関係者のお声を聞きながら、短期的、中長期的な対策を、販路のことも含めまして、検討させていただいているところでございます。

そして、ホタテの交渉、御不信をお持ちだということもいただきました。

誠に申し訳ないことと存じております。

ここにつきましては、請求書を発行するという話もいただきました。

私たちも、色々お話を今、させていただいているところございますので、しっかり御対応させていただきたいと思っております。

それから、鈴木組合長から頂戴いたしましたお話ございますが、まず、トラブルがなければということでございます。

今、冒頭申しました通り、しっかり、まずは海洋放出について、しっかりやるという、これが何よりベースだと思っております。

阿部組合長からもいただきました、漁業者の皆様、それから買受人の方のお話ございました。生産から消費まで、ここは一体となって、私たちもそういう形で、御対応させていただくところで、しっかりやらせていただきたいと思います。

佐々木会長からも頂戴いたしました、ナマコのスキームの関係でございます。

ここにつきましては、今、御相談させていただいているところと存じておりますので、ここにつきましても、引き続き、改めて、色々お話をさせていただく所存でございます。

それから、阿部会長からいただきました、あと、石森会長代理からも頂戴いたしました、直接被害、間接被害のお話ございました。

これ間接的な被害ももちろん、賠償の対象となるところでございます。

そこも、いろいろな形で、御負担がないような形で、お話を進めさせていただきたいと思っておりますので、個別の話、色々あろうかと思っております、御負担かからないような形でやらせていただきたいと思います。

石森会長代理から、モニタリングについても継続的に、とお話がございました。

何より、継続的にやることが信頼につながるということで、そこは改めて肝に命じていきたいと思っております。

あと、清水会長代理、それから、齋会長からもいただきました、資金繰りの話がございました。コロナ含めて、色々体力が消耗している中で、というところでございます。

ここにつきましても、請求期間を、例えば1か月単位で対応させていただくとか、あるいは御請求に関しての御負担がかからないように、いろいろな御支援、あるいは御相談させていただくということで、柔軟にしっかり対応させていただきたいと思っております。

あと、舟山副会長、それから中村会長からもいただきました、農産物についての御指摘でございます。

これ農産物の話でございます。水産物以外ももちろん、御対応をさせていただく所存でございますし、今回、例えば、会社挙げての、グループを挙げてのマルシェ、バザールこういったものは、当然、農産物も入っているところでございます。

私の御説明のところ、足りなかったところは、改めてお詫びを申し上げます、本当に申し訳ございません。

そこは対応させていただく、あるいは、いつも考えているところは、いささかも変わりはありません。

ここについては、お詫びを申し上げます。

あと、佐藤理事長からいただきました、観光の件につきましても、ここも足りなかったところがあるかと思っております。

宮城の魅力発見、発信というところにつきましては、そういった思いを込めていたところがございますが、伝わっていなかった私たちのそこは、足りなかったところだと思います。しっかり対応させていただきます。

あと、池田副議長様からいただきました、地元の不安、東電への不審の声という話、ここは、先ほど冒頭申しました通り、東電のこれまでの対応、足りなかったところは、たくさんあるかと思っています。

そこは大いに反省をして、活かそうと思っているところがございます。

それでも足りないところがあるかと思っています。

是非、御指導いただければと思います。

菅原副会長からいただきました、継続をとというのは、何より大事だと思っていますので、そこについても、しっかりやっていくということを、愚直に、地道に、継続していく、これが何より信頼をいただけるというところ、そこが安心につながる、安全と安心のお話ございました、本当にそこにつながると思っております。

あと、分離技術の話と 30 年かけて出すという話につきましては、廃炉推進カンパニーの松本の方から、御説明させていただきます。

【東京電力ホールディングス株式会社 執行役員 福島第一廃炉推進カンパニー

松本 ALPS 処理水対策責任者】

東京電力の松本でございます。

ALPS 処理水の対策責任者を務めております。

まず、佐々木会長からございました放出の 30 年という期間についての御質問にお答えいたします。

私どもといたしましては、風評影響を最大限抑制するという観点から、1 度に大量に放出しないという方針のもと、国、政府の方針で定められました年間 22 兆ベクレルということを上限といたしまして、放出計画を作っております。

時間をかけるということには、もう 1 つ副次的な効果がございまして、トリチウムという放射性物質は、約 12 年で自然に半分になってまいります。

そういった効果もありますので、時間をかけた方が、今は有利ではないかというふうに考えている次第です。

他方、佐々木会長からお話があった通り、技術的には、放出期間をもっと短くできるのではないかということについては、私どもも承知しております。

ただ、現時点では、まず 1 回 1 回の放出を、安全かつ確実に実施しつつ、海域モニタリングをしっかりやり、実施することで、影響がないということ、十分に確認していきたいという段階だと、今は考えております。

続きまして、齋会長からございました、トリチウムの分離技術でございます。

こちらは、2 年前から公募をいたしまして、現在、10 件の案件について、フィージビリティスタディということを実施しております。

原理的に可能だというレベルから、実際に分離するプラントを作るとどういふふうなものになるだろうという、具体的な設計を進めている段階でございますので、こういった成果が出てまいりましたら、改めて評価した上で、皆様には御報告させていただきたいというふうに思っております。

また、今回、10件のフィージビリティスタディに入っておりますけれども、引き続き、国内外に、どのような技術があるのかという公募、並びに調査については、継続しておりますので、良い技術を見つけ次第、新しく適用を考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【東京電力ホールディングス株式会社 高原 常務執行役 福島復興本社代表】

以上でございます。

【座長（村井 知事）】

どうもありがとうございました。

皆さん、今の回答聞いて、不足している、あるいはもう少しこれを聞きたいということございましたら挙手をお願いいたします。

寺沢さん、よろしいですか、まずは。

【宮城県漁業協同組合 寺沢 代表理事組合長】

できれば、今後、我々東電とそういう賠償交渉、そういったことを進める上で、我々も今まで、震災から12年、色々な中小企業の加工関係の、流通の人たちからも色々相談を受けております。

どうしても言われるのは、ADRであり、いろいろな部分で、どうしても東電さんの方は最強の弁護士揃えているので、もう何人もいると、もう我々では太刀打ちできないと、泣き寝入りするしかないという、そういう方、色々相談も受けております。

そこをお願いです。

できれば国の方からですね、我々に対して最高の弁護士を紹介してください、お願いいたします。

【座長（村井知事）】

どうですか。

【内閣府 新居 福島原子力事故処理調整総括官】

ただいま寺沢組合長から御意見いただきました、賠償の交渉ということですが、先ほど、国の基本方針を申し上げました。

立証負担を含めて、被害者に一方的に寄せることなく対応するというのが、国が示している方針で、これに従って東京電力を指導してまいります。

弁護士が入る場合、入らない場合、色々ケースがあると思います。

ADRの場合とそうではない場合があると思います。

丁寧に対応するよう、東京電力に指導してまいります。

【座長（村井知事）】

よろしいですか。

他に何か。

【宮城県産地魚市場協会 佐々木 会長】

佐々木です。

ナマコの件について、お話先ほどもしましたけれども、これは宮城県としては、11月から漁をして良いということで、県の規則で、調整規則で定まっております。

それで、宮城県としても、11月から漁を解禁させて良いのかどうか、当然、考えなくてはいけないことでしょうし、今、現在、浜の方では、相場が、当然、中国にほとんど乾燥して加工品として行っているものですから、このままですと3500円の平均が、へたをすると1000円割るのではないかとというような状況のようです。

それで、例えば、この差額について市場が払ってくれるのかとかというような話まで、飛び交っているような状況なので、ですから、事前にある程度のことを生産者なり、加工屋さんの方にもお知らせをしておかないと、11月になって、はい、漁始めます、となし崩し的に、漁はじめて値段がどんどん下がるとか、そういったことを起こしてしまうのは、東電さんも国もですし、宮城県の人、当然、その辺は関与しなくてはいけないことなのかなと思えました。

それで、その辺、宮城県さんとしても、どういう考え方なのか、お聞きしたいと思います。

【座長（村井知事）】

県の担当、部長いますか。

【宮城県水産林政部 吉田 部長】

11月から、ナマコ、アワビ等の解禁と申しますか、漁がはじまりますので、その辺りどう対応するか、ということはあろうかと思えます。

その辺は、少し皆様の御意見も聞きながら、考えていく必要あるのかなというふうに思っております。

青森県の方では、報道にもございました通り、獲らないということの方針を決定しているようでございますが、この辺は、皆様のお話を聞きながら、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

【座長（村井知事）】

この辺は、東電はどうお考えですか。

【東京電力ホールディングス株式会社 高原 常務執行役 福島復興本社代表】

東京電力の高原でございます。

ナマコの賠償協議につきましては、既に、具体的なデータの、受領方法、事務手続きについて、色々お話をさせていただいているところでございますけれども、今、まとめているところでございます。

改めて御説明させていただきたいと存じます。

御趣旨、気にされているところは、よくよく承知しておりますので、改めて、御説明させていただきたいと思えます。

【座長（村井知事）】

つまり、仮に、県がオッケー出して、解禁して獲り出した、価格が下がったと、放出前の価格というのはデータとして残っていますから、その価格差は、当然補償するというふうに受け止めていいということですよ。

【東京電力ホールディングス株式会社 高原 常務執行役 福島復興本社代表】

はい。

そこについては、そういった相当因果関係があれば、私ども賠償させていただくことになると思います。

そこについても、しっかり確認とか、御負担かからないような形でも、含めてやらせていただきたいと思っています。

【座長（村井知事）】

はいわかりました。

佐々木さん、よろしいですか。

他によろしいですか。

どうぞ新居さんお願いします。

【内閣府 新居 福島原子力事故処理調整総括官】

国の方から、補足説明であります。

市長会の菅原副会長から頂いておりました、500億円基金については、先ほどお答えしましたが、水産加工事業者に対する支援策が薄いのではないかという問題意識での御質問でありました。

1007億円のパッケージの中で、500億は漁業者向けで、300億は加工業者も使えますが、207億の予備費の中にも、先ほどの資料にも入れておりましたが、既存の加工場のフル利用に向けた人材の活用、加工能力強化のための機器の導入支援は、加工業者様にお使いいただけるものですので、補足をしておきます。

また、その支援策の説明が、まだ不十分ではないかというお声もいただいております。

これについては、しっかりと必要な方に必要な説明が届くように、説明会等々の場をいただければ喜んで行かせていただきます。

よろしく申し上げます。

【座長（村井 知事）】

ありがとうございます。

よろしいでしょうか、皆さんよろしいですね。

最後に私から一言申し上げたいと思います

本日は、国また東京電力からわざわざお越しいただき、しっかり資料を作ってくださいましてありがとうございました。

御説明ありがとうございました。

ただ、この通り皆さん十分納得したような状況ではないということでございます。

その点については御理解をいただきたいと思います。

私は今、宮城県の知事だけではなく、全国知事会長に就任いたしまして、全国的にこの処理水に関してどのような影響が出ているかということを知事会として調査をしております。

やはり、北海道から九州までかなり色々被害が出ているということでございます。

まだ具体的な数字の取りまとめはしていませんけれども、いろんなところでやはり影響が出ているという声が聞こえてまいりました。

今、その取りまとめをしているというところでございます。

今日、実は中国の新任の新潟総領事が私のところに挨拶に来られましたので、私からもこの風評被害について、宮城の、日本の水産物については全く何も問題ないということ申し上げたのですが、中国のおっしゃっていることをそのままコピーしたような形で発言をなさっておられました。

中国語で何とおっしゃったか分からないですけれども、通訳は汚染水という言い方をしております、私も正直非常に気分が悪かったです。

憤慨をいたしました。

中国政府はやはりそういう姿勢を今後とも堅持するのだろうなという強い意思を感じた次第でございます。

ということは、この影響はまだしばらく当分続くだろうという風に私は判断すべきだと思っております。

先ほどから色々意見が出ておりますけど、やはりなんと言いましてもこれからは補償の問題というのは非常に大きくなってまいります。

全国的な問題ですから東電さんも大変だと思いますし国も大変だと思いますけれども、やはり、福島に近い宮城や茨城、こういったところはかなり漁業者の皆さん農業者の皆さん観光業者の皆さんが心配をしているということでもあります。

東日本大震災からここまで、ADRにお願いしたこともありましたが、なかなか思い切ったしっかりとした回答が得られなかったのは事実です。

従って、どうしても補償ということになりましたら、しっかり対応しますと言われても我々からすると本当にやってくれるのだろうか、いざ裁判になったら東電の抱えるすごい弁護士と、我々がお願いする地元の弁護士では到底太刀打ちできないのではないかなと、それが本当の我々の気持ちです。

ですから、やはり最初のボタンの掛け違いとなると、また不信感が増長してしまって何もうまくいかなくなってしまう。

何かあった時に止まってしまうということになりますので、まずは先ほど御説明もありましたけれども、11月20日から請求書の発送を開始するというところでございますので、できるだけ早く納得できる補償額を提示していただく、これが何よりも重要ではないかなと思います。

補償がはじまるまでは、おそらくこの会議は同じことの繰り返しになりますので、私といたしましては、次はいつやるかまだ決めておりませんが、この11月20日以降の東電の対応、国の対応を見ながら、また第9回目を開催したいなと思っておりますので、その際に不満が爆発することのないようにしっかりと地に足を付けて我々の納得する回答を準備していただきたいと、そして我々に寄り添っていただきたいということを強くお願い申し上げまして、私からの挨拶とまとめとさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

【司会（八鍬 原子力防災対策専門監）】

それでは、以上を持ちまして、第8回処理水の取扱いに関する宮城県連携会議を終了いたします。
本日は誠にありがとうございました。